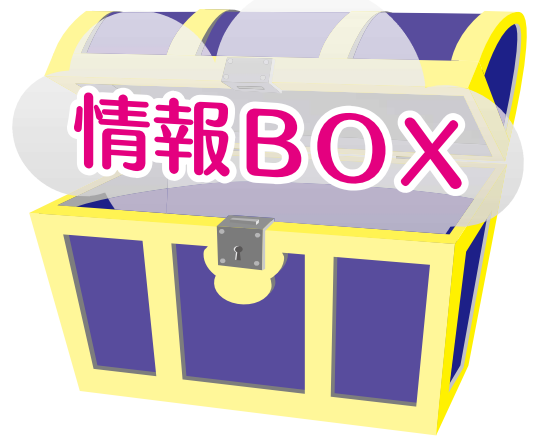




相談

一人で悩まず私たちに相談してください

問い合わせ
総務係

人権は人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。これを守るのが人権擁護委員です。

釧路人権擁護委員協議会では、次の日程で特設人権相談を行います。本町の人権擁護委員は、森脇智亮さん、中田由美子さん、高橋美佐子さん、中井勝之さんです。嫌がらせ、家庭内の問題などで困っている人は相談してください。

●日時／2月6日(月)13時から15時

●場所／役場1階1A会議室

●問い合わせ／釧路

地方法務局人権擁護

課 ☎0154-311

5014



暮らし

戸建て木造住宅を

無料で耐震診断します

問い合わせ
建築係

北海道では、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断窓口があります。ご自宅の耐震診断にご活用ください。

なお、耐震診断の申込書は北海道建設部住宅局建築指導課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送またはファックスで窓口あてに提出してください。

●対象住宅

▽2階建て以下で延べ床面積500平方メートル以下の戸建て木造住宅



▽申し込み者が当該

戸建て住宅の所有者または居住者であること

●診断方法／対象住宅の図面(寸法のわかる各階平面図で筋かい等の位置および仕様のわかるもの、仕上げ表など)による診断

※現地調査は行いません

●窓口・問い合わせ

▽建築係

▽釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 ☎0154-4319192、ファクス 0154-411226

ホームページ／<https://www.kushiro-pref.hokkaido.lg.jp/kk/kk/ksd/taishincheck.html>

ホームページ／<https://www.kushiro-pref.hokkaido.lg.jp/kk/kk/ksd/taishincheck.html>

kushiro-pref.hokkaido.lg.jp/kk/kk/ksd/taishincheck.html

家電製品の廃棄は適正な方法で

問い合わせ
廃棄物対策係

家庭で使用しているテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫(家庭用)、エアコンは、家電リサイクル法でリサイクルが義務づけられています。家電リサイクル法の対象製品を処分する際は、次の適正な方法で処分を行ってください。

●製品を買い換える場合／新しい製品を購入する家電販売店に引き取りを依頼する

●処分のみを行う場合／製品を購入した家電販売店に引き取りを依頼する

●購入した家電販売店が廃棄した、遠くにある、わからない場合

▽町内の家電販売店に引き取りを依頼する

▽自分で指定引取場所に運搬する(事前に郵便局に備え付けてある家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む必要があります。指定引取場所についてはお問い合わせください)

※いずれの場合も、リサイクル料金がかかるほか、自宅から引き取りを依頼する場合は、収集運搬料金がかかる場合があります

12月は、レッドカードを3枚、イ

エローカードを1枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。

事業所もごみの減量化とリサイクルにご協力を

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみの減量化やリサイクルは、地球環境を守ることや、ごみ処理経費の削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

▽使い捨ての割り箸やおしぼりなどを繰り返し使える物に変える

▽印刷レイアウトの工夫や両面印刷、ミスパリント用紙の裏面利用など、コピー用紙の使用量を抑制する

▽商品のパッケージを簡素化するなど、過剰包装を控える

▽生ごみを分別するとともに、適量仕入れ・適量製造を実践し、食品ロスの削減を行う

▽事務用品等は詰め替え可能なものや再生品を使用する

▽不要になったものでまだ使うことができるものは、捨てずに中古品として売却する

▽ごみの分別を徹底する

▽事業所内で環境学習を行う

環境

『自然の番人宣言』ポスターコンクール入賞作品を展示

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみのポイ捨てや家庭ごみ等の不